

回 覧

鬼建発第 320 号
令和 8 年 9 月 24 日

鬼北町長 兵頭誠亀
—(公印省略)—

地震による住宅の倒壊を防ぐ！！ 木造住宅の耐震診断をしましょう！！

□耐震化支援について

STEP 1 耐震診断 **無料**

▲住まいの耐震性を診断します。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建ての木造住宅が対象です

STEP 2 耐震設計

▲住まいの耐震改修設計にかかる費用の補助を行います。

補助額（最大）20 万円、補助率 3 分の 2 以内

STEP 3 耐震改修

▲住まいの耐震補強工事にかかる費用の補助を行います。

① 耐震改修

建物の耐震性能の評価点を 1.0 以上（一応倒壊しない耐力）にする耐震改修工事費について補助を行います。

補助額（最大）補助対象経費以内で 115 万円

② 瓦屋根の耐風改修

基準に適合しない瓦屋根の耐風改修工事費について補助を行います。「①耐震改修」と一体として行う場合のみです。

補助額（最大）補助対象経費以内で 55.2 万円

□注意事項

- ▲必ず、着工前に申請してください。
- ▲予算がなくなり次第、終了となります。

耐震改修工事の前に耐震診断を受けましょう！

診断技術者派遣については裏面をご覧ください。



問い合わせ連絡先 建設課 都市計画係 担当：山下 45-1115【内線 2411】

木造住宅耐震診断技術者派遣を申込まれた方へ

木造住宅耐震診断技術者派遣を申込まれた方に、今後の流れをお知らせします。

(派遣診断技術者が決まり次第)

鬼北町から「耐震診断技術者派遣決定通知書」を郵送。

鬼北町から送付します「**通知書**」には、委託を受けた「愛媛県木造住宅耐震診断技術者」の氏名・所属診断事務所名、登録番号・連絡先電話番号が記載されております。

診断技術者は愛媛県の耐震診断講習会を受講した建築士さんです。

(「通知書」送付から約1週間)

診断技術者から現地調査の日程調整の連絡

■日程調整の連絡は、診断技術者から電話で行われます。双方の都合の良い日時を調整してください。(土・日・祝日は対応できない場合があります)

(日程調整後に現地調査)

現地調査(立会い)

■現地調査は約1～2時間かかります。**間取り図があれば事前に用意してください。**また、天井裏・床下を点検しますので、周囲を少し片付けておいてください。

現地調査の結果、建築基準法令に重大な違反があった場合や、対象要件に合致しない住宅の場合は、耐震診断を受けることができませんのでご了承ください。

(現地調査から約1月後)

診断結果の報告
一般的な補強アドバイス
概算工事費の提示

■後日、診断技術者が、「**木造住宅耐震診断結果報告書**」を持参して説明に伺い、診断結果に基づき一般的な補強アドバイスと、改修工事を行うときの目安となる工事費も併せて報告します。

そして診断結果の総合評価が「**1.0未満**」と診断された住宅を対象に
耐震改修設計・工事を行うときに補助が受けられます。

○ 木造住宅耐震改修に係る補助金

設計 20万円、工事 115万円

この耐震診断を受けた住宅で、総合評価が「**1.0未満**」と診断された住宅で
「**1.0以上**」(一応倒壊しない)とする住宅が対象です。

詳しくは、**工事を始める前に 鬼北町建設課・都市計画管理係へご相談ください。**



〒798-1395 鬼北町大字近永 800 番地 1

鬼北町役場 建設課 都市計画・管理係 担当：山下

電話 0895-45-1115 (内線 2411)